

監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成30年5月21日

木津川市監査委員 西 井 正

木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 監査執行年月日 平成30年3月28日（水）

2 監査対象部局及び監査の対象

市長直轄組織

【会計課】

- (1) 適正伝票実態調査の結果について
- (2) 公金の運用状況（直近）について

【行政委員会事務局】

【固定資産委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局】

- (1) 各委員会の実施状況等について
- (2) 会計課所管の証憑チェック状況について

教育部

【学校教育課】

- (1) 平成29年度給食費に係る実地監査状況について
- (2) 小中学校等の空調設備PFI整備事業について（平成30年1月末現在）
- (3) 各小中学校における経費削減の取組状況について（平成30年1月末現在）
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

### 【社会教育課】

- (1) 青少年センターの管理運営について（平成30年1月末現在）
- (2) 市民スポーツセンター及びテニスコートの管理運営について（平成30年1月末現在）
- (3) 内容が重複する各種講座の統合に向けた取組について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

### 【文化財保護課】

- (1) 平成29年度文化財補助事業について
- (2) 平成29年度史跡等買上事業費について（平成30年1月末現在）
- (3) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

## 3. 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取した。

## 4. 監査の結果

歳入歳出の執行状況をもとに、監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、あわせて、当該部局における所掌事務の執行状況について、提出された監査資料に基づき、担当職員より聴取し監査を実施した結果、概ね適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

### 【会計課】

各部署から回付される支出命令書の審査において、年間を通じ、添付書類の未添付や押印漏れ等の不備について各部署に対して厳しく指導を実施しており、誤りの割合が減少していることは評価出来る。しかしながら、全体的に同じような誤りを繰り返すケースが見受けられる。

軽微な誤りとは言え、市の会計処理に重大な誤謬を与えかねないことも懸念されるため、各職員は公金を取り扱っていることを再認識し、会計課においては引き続き厳正な審査と指導を実施し、リスク回避に努められたい。

次に、基金の運用についてであるが、一部の基金においては無利息の定期預金から多角的な判断のもと、有利息の定期預金に切り替えており、地方自治法の定めにある基金の効率的な運用に努めていることは評価出来る。

より多くの利益確保を図る観点から、流動性や効率性、安全性を考慮しつつ、今後も基金の有効活用に努められたい。

#### **【行政委員会事務局】**

特に意見なし。

#### **【学校教育課】**

給食費の滞納対策についてであるが、各学校において前年度より現年度未納者が減少しており、過年度分についても各学校と連携し、回収に向けて鋭意努力されていることは評価出来る。

今後においても公平性の観点から、引き続き滞納対策に取り組まれない。

なお、給食費の徴収にあたっては、毎月、口座振替の方法により徴収されているが、当該月が未納となった場合は現金徴収となっている。

現金徴収は、紛失等の恐れもあるため、出来る限り再振替できるよう、検討を進められたい。

次に、各小中学校における経費削減の取組状況についてであるが、提出された3か年の取組状況資料をみると、全般的に削減が図られており評価出来る。

平成29年度においては、一部の学校において消耗品費や印刷製本費が前年度と比べ大幅な削減が達成出来ている学校があることから、その取組事例を他校に周知するなど、各学校においてより一層の経費削減に努められたい。

最後に、「特色ある学校づくり推進事業交付金」についてであるが、本交付金は、当該学校、児童、生徒及び地域実態、特性等を活かした特色ある教育活動への積極的な取組を推進する学校に対して、予算の範囲内でその経費を支給するものである。

経費の支出にあたっては、対象校に対して口座振込の方法により支出するものであるが、現金支給の方法であるため、その管理方法についてはより厳密なものではなければならない。

従って、事業の履行確認はもとより、当該現金が適正に管理されているかも含めて確認されたい。

#### **【社会教育課】**

加茂青少年センターの管理についてであるが、同センターの管理はNPO法人「ふるさと案内かも」に委託しているが、当該法人の事務所は同センター内に設置されており、センターの清掃等の管理業務のほか当該法人の業務も行う

ている。しかし、同センター運営に係る光熱水費等の諸経費は市が全額支出している状況にある。

そして、担当課からの説明によると、当該法人に管理委託料を支出しているものの、同センターの使用料は当該法人からは徴収していないとのことであった。

また、同センターの利用に係る申請受付等は加茂文化センターで行っており、使用料の減免の処理手続きは、減免対象者リストを作成して減免の処理がなされている。

以上の点について次のとおり指摘する。

同センターの光熱水費等の諸経費を全額市が支出していることからすれば、同センターの管理委託を受注している法人といえども、当該施設を使用して法人自らの業務を行っているのだから、「木津川市行政財産使用料条例」第2条に基づき、法人使用相当分の費用は徴収すべきである。また、受付業務の方法についても検討されるとともに、使用料の減免処理手続きについては、「木津川市青少年センター条例施行規則」第10条の規定により、減免を受けようとする者は減免申請書を提出しなければならず、減免の対象となる者であっても、減免申請書の提出義務があり、同条に抵触していることから、速やかに是正されたい。

次に小谷上下教育集会所についてであるが、業務日誌が整備されておらず、いつ何の目的でどれだけの人数が利用したのか把握出来ていない。業務日誌は施設の適正な管理に必要な資料であることから、直ちに整備されたい。また、使用許可申請書が提出されておらず、「木津川市小谷教育集会所条例施行規則」第5条に抵触していることから、速やかに是正されたい。

最後に、以前より社会教育課が所管する講座と女性センターが所管する講座が重複しているものが見受けられることから、統合するよう意見を述べているところである。

今般、簡易的に調査をされたようだが、それぞれ開講している講座を列举して内容等を突合するなど関係課協議を行い、人気のある講座は増数し、人気のない講座は閉講して新たな講座を開講するなどスクラップアンドビルドを図られたい。

### 【文化財保護課】

平成29年度中に史跡の土地の購入は2件あったが、その取得価格の上限の算定方法は、当該土地の鑑定評価額によるものと、近接の地価公示価格を参考に直近の下落率等を勘案して算出した額によって取得価格の上限額として設定した

ものがある。

地方公共団体が土地を取得するかどうか、いくらで取得するかは、政策的判断により広範な裁量権があると解されていることから、いずれの方法により設定するかは、市の判断によって差し支えないが、土地鑑定評価によらない場合は、合理的な算出方法により設定することが望ましい。

したがって、今後、土地の取得にあたっては、鑑定評価を実施することを基本としつつも、それ以外の方法による場合は、より多角的な視点から算出されたい。